

2 4 3 - 2 3 2 3
平成23年2月28日

各市町村 高齢者福祉・介護保険事業担当課長 殿

宮崎県福祉保健部長寿介護課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和に関する取扱について（通知）

日ごろから、本県の高齢者福祉行政に御理解・御協力いただいております。厚くお礼を申し上げます。

指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者（いずれも介護予防を含む。）においては、厚生労働省の指定基準により自己評価及び外部評価の実施が規定されているところです。

このうち外部評価については、「宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱」の規定により、原則として少なくとも年に1回は実施することと定められているところですが、一定の要件を満たす場合には、2年に1回とすることができるところです。

この実施回数の緩和に係る申請書について、別添のとおり改正しましたので通知します。

また、この実施回数の緩和については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日厚生労働省老健局計画課長通知）においては、事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得ることとされていますが、この取扱について、別紙のとおり定めましたので通知します。

なお、地域密着型サービス事業所に対しては、別添資料のとおり通知しています。

お問い合わせ 長寿介護課 赤江 TEL 0985-26-7059
--

別紙

地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和に関する取扱について

宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱（以下、「要綱」という。）第3条第2項に規定する外部評価の実施回数を2年に1回とすること（以下、「実施回数の緩和」という。）については、次のとおり取り扱うこととする。

1 適用の時期

平成23年4月1日以後に実施する外部評価から適用する。

2 事務手続きの流れ

- (1) 実施回数の緩和の適用を受けようとする事業者は、要綱様式第1号「地域密着型サービス外部評価実施回数適用申請書」（以下、「申請書」という。）、運営推進会議の出席者及び開催状況が分かる資料を市町村（複数の市町村から指定を受けている場合、事務所所在地の市町村とする。）の担当課に提出する。
- (2) 市町村の担当課においては、「4 要件の取扱について」を参照の上、要件を満たす項目の市町村確認欄に「○」印を記入し、「3 申請の受付」の受付月の翌月15日までに県へ送付する。
- (3) 県は、全ての項目に「○」印の記載がある場合、市町村の同意があったものとして、実施回数の緩和を決定し、市町村、事業者及び評価機関に通知する。
全ての項目に「○」印がない場合には、市町村の同意がなかったものとして、実施回数の緩和を認めないことを決定し、市町村及び事業者に通知する。

3 申請の受付

実施回数の緩和の適用を受けようとする事業者は、次の期間の間に市町村に申請書を提出するものとする（受付開始日、最終日が市町村の閉庁日である場合には、各々その翌日とする。）。

- (1) 4月1日～4月20日
- (2) 9月1日～9月20日

4 要件の取扱について（要綱第3条第2項の取扱）

- (1) 過去に外部評価を5年間継続して実施していることとは、申請書提出日前において、継続して5回の外部評価を実施していることをいう。
継続して5回の外部評価を実施していることの判断に当たっては、自然災害、インフルエンザ等の疾病流行、評価機関による日程調整その他やむを得ない事情により、外部評価の実施が遅延したものについては、当該事情を考慮する。

なお、未実施である年がある場合には、次の実施から改めて5回の外部評価を実施していることが必要である。

- (2) 「自己評価及び外部評価結果（要綱様式別紙4-1）」及び「目標達成計画（要綱様式別紙4-2）」を市町村に提出していることについては、直近のものが提出されていることを確認する。
- (3) 運営推進会議の開催については、申請書提出日前1年間において、おおむね2月に1回以上開催していることを確認する。
なお、おおむね2月に1回以上開催されているかを判断するに当たっては、自然災害、インフルエンザ等の疾病流行、その他やむを得ない事情があるものについては、当該事情を考慮するものとする。
- (4) 運営推進会議への事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員（以下、「市町村職員等」という。）の参加については、市町村又は地域包括支援センター側の事情で、市町村職員等が参加できなかった場合については、出席したものとみなす。
この場合、当該会議の資料、会議録を市町村又は地域包括支援センターに提出するよう指導するものとする。
- (5) 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び6の実施状況（外部評価）がすべて適切であることについては、直近のものにより確認するものとする。

<不適切な事例>

「事業所自身に取り組む必要性を考慮せず、何の取組もされていない」

※ 不適切であるかは、評価票の記述から判断するものであるが、次のステップに向けて期待したい旨の記載されていた場合に、一律に「不適切」と判断するものでないこと。

- (6) 「○」印とならない項目がある場合、市町村確認欄にその内容等を記入する。

5 参考（5年継続の考え方）

- ・ 緩和を受けるためには、申請日前5回継続して、評価を実施していることが必要
- ・ 緩和され、実施しない年は、実施したものとみなす
- ・ 緩和され、実施しない年の翌年には実施要
- ・ 実施しない年がある場合、その翌年から5回の実施が必要

年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
実施	○	○	○	○	○	△	○	△	×	○	○	○	○	○	△
5年継続											5年継続				
			5年継続												

○・・・外部評価実施

△・・・緩和され実施せず

×・・・外部評価実施せず

(市町村→県への送付例、申請書提出月の翌月 15 日までに送付)

平成 年 月 日

宮崎県福祉保健部長寿介護課長 殿

〇〇市町村介護保険課長

地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和申請について

このことについて、別添のとおり、管内の地域密着型サービス事業所から申請書の提出がありましたので、送付します。

担当者 〇〇
